

2019年4月17日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—外貨管理政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第485号）

国家外貨管理局、 多国籍企業の資金集中管理規定を改定 外債・国外貸付枠設定方法の統合も

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国家外貨管理局は、2019年3月15日付で『「多国籍企業クロスボーダー資金集中運営管理規定」の印刷・配布に関する通達』（匯発[2019]7号、以下『7号通達』という）を公布しました。多国籍企業によるクロスボーダーの資金集中管理（資金プーリングや經常取引の集中差額決済）に関する実務規定を更新しており、外債（対外債務）¹および国外貸付の関連手続きを簡素化したほか、外債と国外貸付の限度額設定に所有者權益等に基づくマクロプルーデンス管理モデルを採用する等、いくつかの制度変更を盛り込んでいます。『7号通達』は、公布の日より施行するとし、これに伴い『多国籍企業外貨資金集中運営管理規定』（匯発[2015]36号印刷・配布、以下『36号通達』という）は廃止となります²。

□ 国内・国際外貨資金メイン口座を一本化

多国籍企業によるクロスボーダーの資金集中管理とは、国内外のグループ企業の余剰資金を一元管理できる仕組みのことで、これには国内外資金の集中運営・管理や、外債および国外貸付資金の集中管理、經常取引の集中決済と相殺差額決済（ネットィング）等が含まれています（『7号通達』第3条）。資金プーリングによるグループ内での資金融通や經常取引における資金集中差額決済の実施により、資金の有効活用や業務の効率化を図ることができます。

クロスボーダーの資金集中管理を実施する多国籍企業は、これまで所在地の取扱銀行において「国内外貨資金メイン口座」と「国際外貨資金メイン口座」の両方あるいは一方の開設が認められていましたが、『7号通達』の公布により、両口座の機能が「国内資金メイン口座」として統合されたため、今後は当該口座を通じてメンバー企業のクロスボーダー資金集中運営業務を行うこととなります（次頁の図表

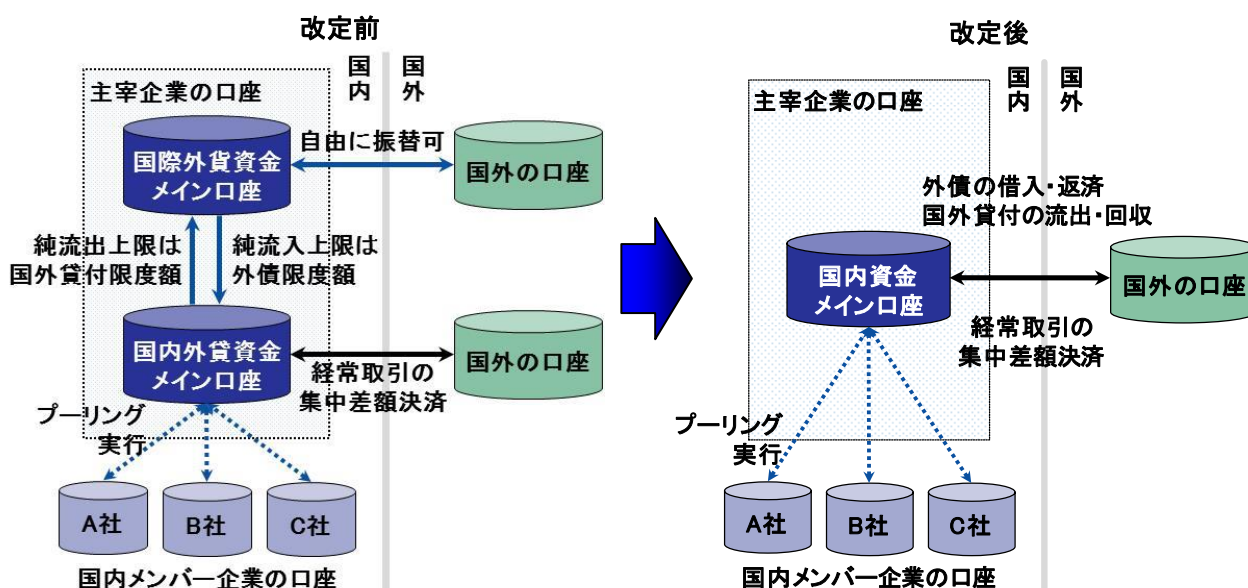
¹ 外資系企業にとっての外債（対外債務）とは、一般的に中国国外にある親会社や金融機関等からの外貨建て借入を指します。

² これまでの多国籍企業のクロスボーダー資金集中管理については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第399号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。

⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/report/branches/express/pdf/R419-0407-XF-0105.pdf>

1を参照)。

【図表1】資金集中管理のスキーム図



※従来2種類であったメイン口座が、今後は「国内資金メイン口座」1種類に
 (『規定』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

□ 多国籍企業クロスボーダー資金集中運營業務の開始・停止手続き

クロスボーダー資金集中運営の関連業務について、多国籍企業の本拠企業は届出通知書を持参し、届出を経た協力銀行において直接国内資金メイン口座を開設した後に、当該業務を取り扱うことができます。また多国籍企業は経営上の必要性に基づき、1社の国外メンバー企業を選び、届出を経た協力銀行において NRA 口座 (Non-resident Account) を開設し、国外メンバー企業の資金を集中して運営・管理することも可能となります (『7号通達』第27条)。

一方、当該業務の取り扱いを停止する必要がある場合、本拠企業は関連の債権・債務関係を解消し、国内資金メイン口座を閉鎖した後に、所在地の外貨管理局分支局を通じて分局へ届け出て、届出の申請を提出しなければなりません。分局はすべて揃った多国籍企業クロスボーダー資金集中運営の届出申請書類を受け取った日より20営業日以内に届出の手続を完了し、合わせて本拠企業所在地の外貨管理局分支局を通じてもとの届出通知書の原本を回収しなければなりません (『7号通達』第13条)。

□ 多国籍企業クロスボーダー資金集中運營業務に関する注意事項

多国籍企業クロスボーダー資金集中運営における主催企業及びメンバー企業に関して、『7号通達』では、金融機関 (ファイナンスカンパニーが本拠企業となる場合を除く)、地方政府による資金調達プラットフォームおよび不動産企業は本拠企業もしくはメンバー企業として参加してはならないとしています (『7号通達』第2条)。

また、本拠企業に対し多国籍企業届出申請書の取得後1年以内に国内資金メイン口座を開設し合わせて実際にクロスボーダー資金集中運営の関連業務を取り扱うよう定めており、これを実行しない場合、

届出通知書発行満1年の日より失効するとしているため、注意が必要です（同第12条）。

【図表2】資金集中管理及び口座取扱に関する規定の改定前後比較

項目	『36号通達』	『7号通達』	主な変更点
取扱可能業務	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 国内メンバー企業の外貨資金の集中管理（国内プーリング） ✓ 経常取引の外貨集中決済と相殺差額決済（ネットィング） ✓ 国外メンバー企業の外貨資金、その他の国外機構から借り入れた外債資金の集中管理（クロスボーダー・プーリング） 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 国内外資金の集中運営・管理 ✓ 経常取引の集中決済と相殺差額決済（ネットィング） ✓ 国外貸付、外債資金の集中管理 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 国外貸付を追加
多国籍企業の資格要件	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 真実の業務需要を有していること ✓ 整った外貨資金管理スキーム、内部統制制度を有していること ✓ 相応の内部管理電子システムを構築していること ✓ 前年度の人民元と外貨による国際収支規模が1億米ドルを超えていること（国内メンバー企業の合算で） ✓ 直近3年以内に重大な外貨管理規定違反行為がないこと（設立して3年未満の場合は設立以来） ✓ 貨物貿易外貨管理分類でA類企業であること（リスト掲載企業の場合） ✓ 外貨管理局が規定するその他のプルーデンス監督管理条件 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 真実の業務需要を有していること ✓ 整ったクロスボーダー資金管理体制、内部統制制度を有していること ✓ 相応の内部管理電子システムを構築していること ✓ 前年度の人民元と外貨による国際収支規模が1億米ドルを超えていること（国内メンバー企業の合算で） ✓ 直近3年以内に重大な外貨管理規定違反行為がないこと（設立して3年未満の場合は設立以来） ✓ 貨物貿易外貨管理分類でA類企業であること（リスト掲載企業の場合） ✓ 外貨管理局が規定するその他のプルーデンス監督管理条件 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 変更なし
協力銀行の資格要件等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 直近3年間の外貨管理規定執行年度査定がB類（含む）以上であること ✓ 主宰企業は、原則として3行を超えず、国内で元転・外貨転業務資格を有する銀行を選択して資金集中運営管理業務を取り扱う口座開設銀行とする ✓ 2行以上（2行を含む）の口座開設銀行を選択する場合、外債、国外貸付集中限度額の各口座開設銀行における具体的な配分を明確化しなければならない 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 国際クリアリング能力を備え、且つ元転・外貨転業務資格を有していること ✓ 直近3年間の外貨管理規定執行年度査定がB類（含む）以上であること。協力銀行の査定のレベルが下がり、上述の条件に合致しない場合、従来の関連業務のみ取り扱うことができ、新しい業務を取り扱ってはならない ✓ 外貨管理局が定めるその他のプルーデンス監督・管理条件 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 従来3行までとする協力銀行の上限を撤廃 ✓ 各協力銀行における外債、国外貸付枠の配分明示の義務を撤廃
メイン口座の特徴	<p>国内・国際外貨資金メイン口座：</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 複数通貨を取扱可（マルチカレンシー口座とすることができる） ✓ サブ口座を開設可 ✓ 日中・オーバーナイトの貸越可（貸越資金は対外支払にのみ利用可） ✓ 口座の開設数に制限なし（ただし、プルーデンス監督管理要求に合致している必要あり） 	<p>国内資金メイン口座：</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 人民元を含む複数通貨を取扱可（マルチカレンシー口座とすることができる） ✓ 日中・オーバーナイトの貸越可（貸越資金は対外支払にのみ利用可） ✓ 口座の開設数に制限なし（ただし、プルーデンス監督管理の要求に合致している必要あり） 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 国内・国際外貨資金メイン口座の機能を「国内資金メイン口座」に統合 ✓ 複数通貨に人民元を追加

項目	『36号通達』	『7号通達』	主な変更点
メイン口座 の入金範囲	国内外貨資金メイン口座： ✓国内メンバー企業が国外から直接得た経常項目に係る収入 ✓国内メンバー企業の経常項目外貨口座、資本金口座、資産現金化口座、再投資専用口座、 <u>外債口座</u> からの振替 ✓規定の限度額内で国際外貨資金メイン口座から振り替える、国外から借り入れた外債および償還する国外貸付の元利金 ✓外貨購入・預入（経常項目の対外支払、国外貸付、外債返済のための外貨転） ✓ <u>理財商品の元利金</u> ✓国内金融機関からの外貨借入（外債返済、国外貸付等に使用する場合のみ入金可） ✓外貨管理局が認可するその他の収入	国内資金メイン口座： ✓国内メンバー企業が国外から直接得た経常項目に係る収入 ✓国内メンバー企業の経常項目口座、資本金口座、資産現金化口座、国内再投資専用口座からの振替 ✓集中限度額内における国外から流入した外債および回収した国外貸付の元利金 ✓外貨購入・預入（経常項目の対外支払、国外貸付、外債返済のための外貨転） ✓ <u>預金の元利金</u> ✓ <u>同一の主宰企業のその他国内資金メイン口座の振替収入</u> ✓国内金融機関からの外貨借入（外債返済、国外貸付等に使用する場合のみ入金可） ✓外貨管理局が認可するその他の収入	✓外債口座からの振替を削除 ✓同一の主宰企業のその他国内資金メイン口座の振替収入を追加
メイン口座 の支出範囲	国内外貨資金メイン口座： ✓国内メンバー企業の国外への経常項目外貨支出 ✓国内メンバー企業の経常項目外貨口座、資本金口座、資産現金化口座、再投資専用口座、 <u>外債口座</u> への振替 ✓規定の限度額内で国際外貨資金メイン口座に振り替える国外貸付および償還する外債元利金 ✓元転 ✓ <u>理財商品の元本払込</u> ✓ <u>外貨預金準備金の納付</u> ✓外貨管理局が認可するその他の支出	国内資金メイン口座： ✓国内メンバー企業の国外への経常項目外貨支出 ✓国内メンバー企業の経常項目口座、資本金口座、資産現金化口座、再投資専用口座への振替 ✓集中限度額内における国外へ流出した国外貸付および返済した外債の元利金 ✓元転 ✓ <u>預金の振替</u> ✓ <u>預金準備金の納付</u> ✓同一の主宰企業のその他国内資金メイン口座への振替支出 ✓外貨管理局が認可するその他の支出	✓外債口座への振替を削除

（『7号通達』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

□ 外債と国外貸付枠の設定にマクロプルーデンス管理モデルを採用

『36号通達』では、多国籍企業による外債限度額の設定において、純資産等に基づいた比率自律管理モデルという算出方法の適用を認めましたが、今回公布された『7号通達』では、外債と国外貸付の限度額設定につき、マクロプルーデンス管理モデルによる算出方法へ一本化するとしました。

多国籍企業はマクロプルーデンスの原則に基づき、国内メンバー企業の外債および（もしくは）国外貸付の限度額を集中し、その集中した限度額内において商業慣例を遵守して自ら外債業務および（もしくは）国外貸付業務を行うことができます（同第14、19条、次頁の図表3を参照）。

【図表3】外債・国外貸付限度額の設定方法の改定前後比較

項目	『36号通達』	『7号通達』	主な変更点
外債	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 多国籍企業のメンバー企業は、<u>投じ差の未占有枠の集中と、比率自律管理モデルに基づく外債限度額の計算のどちらかを選択することが可能</u> ✓ 比率自律管理モデルの場合、①外債限度額は「純資産×融資レバレッジ率×マクロブルーデンス調節パラメーター」で算出される、②負債構成比率（負債/資産）が75%以下であること ✓ 初期の段階において、<u>融資レバレッジ率とマクロブルーデンス調節パラメーターを1とする</u> ✓ 確かに必要がある場合、外貨管理局分局は、集団審議し、事前に外貨管理局にて届出した上で、負債構成比率が75%を超えることが可能 ✓ 外貨管理局は対外負債の規模や、期限と通貨種類の構成等に基づきクロスボーダー融資レバレッジ率およびマクロブルーデンス調節パラメーターを調整することが可能 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 外債集中限度額\leqΣ主宰企業および集中に参加する国内メンバー企業の監査済み前年末所有者権益×クロスボーダー融資レバレッジ率×マクロブルーデンス調節パラメーター ✓ 初期の段階において、<u>クロスボーダーレバレッジ率を2、マクロブルーデンス調節パラメーターを1とする</u> ✓ 外貨管理局は対外負債の規模や、期限と通貨種類の構成等に基づきクロスボーダー融資レバレッジ率およびマクロブルーデンス調節パラメーターを調整することが可能 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 枠設定につきマクロブルーデンス管理モデルへ移行 ✓ 基本枠が純資産と同額から所有者権益の2倍に拡大
国外貸付	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 国外貸付集中限度額は<u>国内メンバー企業の純資産の50%を上限</u> ✓ 超える場合、外貨管理局分局に申請することができる。分局は、規定の手順に基づき集団討論して決定する 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 国外貸付集中限度額\leqΣ主宰企業および集中に参加する国内メンバー企業の監査済み前年末所有者権益×国外貸付レバレッジ率×マクロブルーデンス調節パラメーター ✓ 初期の段階において、<u>国外貸付レバレッジ率を0.3、マクロブルーデンス調節パラメーターを1とする</u> ✓ 外貨管理局は国外貸付の規模や、期限と通貨種類の構成等に基づき国外貸付レバレッジ率およびマクロブルーデンス調節パラメーターを調整することが可能 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 枠設定につきマクロブルーデンス管理モデルに移行 ✓ 基本枠が純資産の50%から所有者権益の30%に変更

（『7号通達』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

□ 関連手続きの簡素化

『7号通達』では、外債および国外貸付に係る登記手続きの簡素化を図るとしており、主宰企業所在地の外貨管理局分局は、主宰企業へ届出通知書を発行する際に、届出済みの集中限度額に基づき外債登記および（もしくは）国外貸付に係る登記を一括で取り扱い、また主宰企業は通貨種類、債権者（若しくは債務者）に分けて1件ごとに外債（もしくは国外貸付）に係る登記を行う必要がなくなるとしています。この他『36号通達』にて定めていた手入力の報告書の提出も不要となりました。手続きの簡素化に加え、データ報告のペーパーレス化も進むことから、今後、関連の登記作業の円滑化が期待されます。

□ 資本項目外貨収入元転・支払便利化の試行対象を自由貿易試験区外の多国籍企業へ拡大

多国籍企業による資本項目外貨収入の元転・支払の便利化を図るため、『7号通達』では多国籍企業の主宰企業が国内資金メイン口座内の資本項目外貨収入に係る支払・使用を行う際、従来、事前に行っていた協力銀行への1件ごとの真実性に係る証明書類提出を不要としました。取扱銀行は「顧客を理解する」「業務を理解する」「審査の職責を尽くす」等の業務展開の原則に基づき真実・コンプライアンス性に係る審査を行わなければなりません（同第33条）。これにより、これまで一部の自由貿易試験区において試験的に導入された資本項目外貨収入元転・支払便利化措置が自由貿易試験区外の多国籍企業にも適用されるようになりました。

今回、中国本土でのプーリング関連業務において、より分かりやすく、明確なルールが設定されたことで、今後、多国籍企業は、よりスムーズな関連業務の展開が可能となるでしょう。

*

『本法』の詳細については、7ページからの日本語仮訳および21ページからの中国語原文をご参照ください。なお、具体的な実務手続き等については、所在地の外貨管理局または外貨指定銀行にお問い合わせください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部】

(日本語仮訳)

国家外貨管理局

匯発[2019]7号

『多国籍企業クロスボーダー資金集中運営管理規定』の印刷・配布に関する通達

国家外貨管理局各省・自治区・直轄市分局・外貨管理部、深圳・大連・青島・アモイ・寧波市分局、各全国的な中資系銀行：

さらに貿易・投資の利便化を促進し、実体経済にサービスを提供するため、国家外貨管理局は『多国籍企業外貨資金集中運営管理規定』（匯発[2015]36号、以下『36号文』という）に対し改定を行った。ここに関連事項について以下の通り通達する。

1. 外債および国外貸付に係るマクロプルーデンス管理を実施する。多国籍企業はマクロプルーデンスの原則に基づき、国内メンバー企業の外債限度額および（もしくは）国外貸付の限度額を集中し、合わせて集中限度額の範囲内において商業慣例を遵守して自社で外債業務および（もしくは）国外貸付業務を展開することができる。
2. 大幅に外債および国外貸付に係る登記を簡素化する。主宰企業所在地の国家外貨管理局分支局（以下、「所在地の外貨局」という）は主宰企業へ届出通知書を発行する際、集中に係る届出を経た限度額に基づきその一括の外債登記および（もしくは）国外貸付に係る登記を取扱い、主宰企業は通貨種類、債権者（もしくは債務者）に分けて1件ごとに外債（もしくは国外貸付）に係る登記を取り扱う必要がない。銀行および企業は36号文が定める3枚のマニュアル報告表を報告・送付する必要がない。
3. 資本項目外貨収入の元転・支払利便化を実行する。多国籍企業の主宰企業は国内資金メイン口座内の資本項目外貨収入に係る支払・使用を取り扱う際、事前に協力銀行へ真実性に係る証明書類を1件ごとに提出する必要がない。協力銀行は業務展開の原則に基づき真実性・コンプライアンス性に係る審査を行わなければならない。
4. 参入・退出メカニズムを整備する。主宰企業は多国籍企業届出通知書を取得した後の1年以内に国内資金メイン口座を開設し、合わせて実際にクロスボーダー資金集中運営の関連業務を取り扱わなければならない。そうでない場合届出通知書は発行して満1年の日より失効とする。多国籍企業は外貨局における届出を経てから、多国籍企業クロスボーダー資金集中運営業務の取扱を停止することができる。
5. 口座の機能を調整・最適化する。多国籍企業は主宰企業の国内資金メイン口座を主として、クロスボーダー資金集中運営に係る各種業務を取り扱う。確かに必要がある場合、1社の国外メンバ

一企業を選び NRA 口座を開設して国外メンバー企業の資金を集中して運営・管理することができる。国内資金メイン口座の通貨種類については制限を設けず、複数通貨種類の口座とし、口座開設の数については制限を設けない。

本通達の発信前に開設されたコードが「3600」の国際資金メイン口座内の資金について、本通達が発信した後の6ヵ月以内に、資金の性質に基づき口座内の資金を国内資金メイン口座もしくは本通達に基づいて開設した NRA 口座に振替え、合わせて振替えの状況を所在地の外貨局へ届け出なければならない。

6. 事中・事後の監督・管理を強化する。所在地の外貨局は定期的もしくは不定期的にリスク評価を行い、オフサイト・モニタリングおよび立入確認・検査を強化し、銀行・企業に対するリスク提示および指導業務を着実に遂行しなければならない。

ここに改定後の『多国籍企業クロスボーダー資金集中運営管理規定』を印刷・配布し、国家外貨管理局各分局・外貨管理部が本通達を受け取った後は、速やかに管轄内の中心支局・支局・都市商業銀行・農村商業銀行・外資銀行・農村合作銀行へ転送しなければならない。各全国的な中資系銀行が本通達を受け取った後は、速やかに所管の分支機構へ転送しなければならない。執行中において問題に遭遇した場合、速やかに国家外貨管理局にフィードバックされたい。

連絡先（電話番号）：

010-68402250、68402448、68402450

添付文書：多国籍企業クロスボーダー資金集中運営管理規定

国家外貨管理局
2019年3月15日

添付文書

多国籍企業クロスボーダー資金集中運営管理規定

第1章 総則

第1条 貿易・投資の利便化を促進し、実体経済にサービスを提供し、多国籍企業クロスボーダー資金集中運営に便利を与えるため、本規定を制定する。

第2条 本規定がいう多国籍企業とは資本の連結を紐帯として、親会社、子会社およびその他のメンバー企業もしくは機関が共同で構成する連合体を指す。

主宰企業とは、多国籍企業に権限を付与され主体業務に係る届出、実施、データの報告・送付、状況のフィードバック等の職責を履行する、独立した法人格を備える1社の国内企業を指す。主宰企業がファイナンスカンパニーである場合、それが従事するクロスボーダー資金の取引は業界管理部門の関連規定を遵守しなければならない。

メンバー企業とは、多国籍企業の内部における互いに直接もしくは間接的に持分を所有する、独立した法人格を備える各社企業を指し、国内メンバー企業および国外メンバー企業に分ける。主宰企業と直接もしくは間接的な持分所有の関係を有しないが、同一の親会社が持分支配する兄弟企業に該当するものはメンバー企業に認定することができる。

金融機関（ファイナンスカンパニーが主宰企業となるものを除く）、地方政府による資金調達プラットフォームおよび不動産企業は主宰企業もしくはメンバー企業として多国籍企業クロスボーダー資金集中運営に参加してはならない。

第3条 本規定がいうクロスボーダー資金集中運営業務とは、国内外資金の集中運営・管理、外債および国外貸付限度額の集中管理・経常項目に係る資金の集中受取・支払および相殺差額決済等の業務の取扱を指す。

第4条 多国籍企業は条件に合致する国内銀行（主宰企業所在地の省級の地域内、以下同）をクロスボーダー資金集中運営業務取扱の協力銀行（以下、「協力銀行」という）に選ぶことができる。

第2章 業務の届出および変更

第5条 以下の条件を満たす多国籍企業は、経営の必要に基づき1社の国内企業を主宰企業として選び国内外メンバー企業の資金を集中して運営・管理し、外債限度額の集中・国外貸付限度額の集

中・経常項目に係る資金の集中受取・支払および相殺差額決済の1つもしくは複数の業務を展開することができる。

- (1) 真実の業務ニーズを備えること、
- (2) 完備なクロスボーダー資金管理に係る枠組み、内部統制制度を備えること、
- (3) 相応の内部管理電子システムを構築すること、
- (4) 前年度の人民元・外貨の国際収支規模が1億ドルを超えること（クロスボーダー資金集中運營業務に参加する国内メンバー企業の合算）、
- (5) 直近3年以内に重大な外貨関連違法・規則違反行為がないこと（設立して3年未満の企業について、設立の日より重大な外貨関連規則違反行為がないこと）、
- (6) 主宰企業および国内メンバー企業が貿易外貨収支リスト内の企業である場合、貨物貿易分類の結果がA類でなければならないこと、
- (7) 国家外貨管理局が定めるその他のプルーデンス監督・管理条件。

第6条 多国籍企業のためにクロスボーダー資金集中運營業務を取り扱う協力銀行は以下の条件を満たさなければならない。

- (1) 国際クリアリング能力を備え、且つ元転・外貨転業務資格を有していること、
- (2) 直近3年間の外貨管理規定執行年度査定がB類（含む）以上であること。協力銀行の査定のレベルが下がり、上述の条件に合致しない場合、従来の関連業務のみ取り扱うことができ、新しい業務を取り扱ってはならない。
- (3) 国家外貨管理局が定めるその他のプルーデンス監督・管理条件。

第7条 多国籍企業がクロスボーダー資金集中運營業務を展開する場合、主宰企業所在地の国家外貨管理局分局（以下、「所在地の外貨局」）を通じて所属の外貨分局・管理部（以下、「分局」という）へ届け出て、以下の書類を提出しなければならない。

- (1) 基本的な書類
 1. 届出申請書（多国籍企業および主宰企業の基本状況、展開予定の業務の種類、メンバー企業のリスト、主宰企業およびメンバー企業の持分構成の状況、選択予定の協力銀行の状況等を含む）
 2. 多国籍企業の主宰企業によるクロスボーダー資金集中運營業務展開の授權書、
 3. 主宰企業が協力銀行と共同で締結した「多国籍企業クロスボーダー資金集中運營業務取扱確認書」（添付1を参照）、
 4. 主宰企業および国内メンバー企業の営業ライセンスの写しと貨物貿易分類結果に係る証明書類、
 5. 国外メンバー企業の登録文書（中国語でないものについて同時に中国語の翻訳本を提供する）、
 6. 金融業務許可証および経営範囲に係る批准文書（主宰企業がファイナンスカンパニーであ

る場合のみ提供する必要がある)。

前2号の書類は多国籍企業の公章を押印し、その他の書類はすべて主宰企業の公章を押印しなければならない。

(2) 専門的な書類

1. 外債限度額の集中管理。主宰企業が国内メンバー企業外債限度額の集中に係る届出の取扱を申請する際、届出申請書において外債限度額の集中に参加する国内メンバー企業の名称、統一社会信用コード、登録地、それぞれの国内メンバー企業の前年末の監査を経た所有者権益の状況、集中予定の外債限度額をリストアップして説明し、合わせて外債限度額を貢献するメンバー企業の前年度の貸借対照表の写し（主宰企業の公章を押印する）を提供しなければならない。
 2. 国外貸付限度額の集中管理。主宰企業が国内メンバー企業国外貸付限度額の集中に係る届出の取扱を申請する際、届出申請書において国外貸付限度額の集中に参加する国内メンバー企業の名称、統一社会信用コード、登録地、それぞれの国内メンバー企業の前年末の監査を経た所有者権益の状況、集中予定の国外貸付限度額をリストアップして説明し、合わせて国外貸付限度額を貢献するメンバー企業の前年度の貸借対照表の写し（主宰企業の公章を押印する）を提供しなければならない。
 3. 経常項目に係る資金の集中受取・支払および相殺差額決済。主宰企業が経常項目に係る資金の集中受取・支払および相殺差額決済の取扱を申請する際、届出申請書において経常項目に係る資金の集中受取・支払および相殺差額決済に参加する国内メンバー企業の名称、統一社会信用コード、登録地（主宰企業の公章を押印する）をリストアップして説明しなければならない。
- (3) 前述した基本的な書類および専門的な書類に不明確もしくは不正確なところがある場合、所在地の外貨局はその他の書類の提供を要求することができる。

第8条 分局は揃った多国籍企業クロスボーダー資金集中運營業務の届出申請書類を受け取った日より20営業日以内に届出の手続を完了し、合わせて主宰企業所在地の外貨局を通じて届出通知書（添付2を参照）を発行しなければならない。

第9条 主宰企業がファイナンスカンパニーである場合、業界主管部門の規定を遵守し、合わせて多国籍企業クロスボーダー資金集中運營業務およびその他の業務（自社の資産・負債業務を含む）を分離記帳管理しなければならない。

第10条 多国籍企業クロスボーダー資金集中運營業務を取り扱う期間において、協力銀行・主宰企業・メンバー企業・業務種類等に変更が発生する場合、主宰企業は1ヵ月前までに所在地の外貨局を通じて分局へ届出を変更しなければならない。分局は揃った変更申請書類を受け取った日より20営業日以内に届出の手続を完了し、合わせて主宰企業所在地の外貨局を通じて届出申請書

を発行しなければならない。

(1) 協力銀行を変更する場合、以下の書類を提出しなければならない。

1. 協力銀行変更申請（選択予定の協力銀行、もとの口座残高の処理方法等を含む）、
2. 銀行の業務公章を押印したもとの口座残高の照合リスト
3. 主宰企業が変更後の協力銀行と署名した『多国籍企業クロスボーダー資金集中運營業務取扱確認書』、
4. もとの届出申請書の写し。

(2) 主宰企業の変更・メンバー企業の新規追加もしくは退出・外債および国外貸付限度額の変更・業務種類の変更の場合、第7条を参照して書類を提出することを除き、もとの届出申請書の写しも提出しなければならない。

第11条 主宰企業・メンバー企業に名称の変更・分社・合併が発生する場合、主宰企業は事項が発生した日より1ヵ月以内に所在地の外貨局に報告し、同時にもとの届出申請書の写し、変更に係る企業の関連状況説明、変更事項に係る証明書類（例えば変更後の営業ライセンス等）を提出しなければならない。

第12条 主宰企業は多国籍企業届出申請書の取得後1年以内に国内資金メイン口座を開設し、合わせて実際にクロスボーダー資金集中運営の関連業務を取り扱わなければならない。そうでない場合届出通知書は発行して満1年の日より失効とする。協力銀行は遅滞なく主宰企業がこれに基づいて開設した国内資金メイン口座を閉鎖しなければならない。主宰企業所在地の外貨局も関連情報システムにおいて遅滞なく限度額等の関連情報を反映しなければならない。

第13条 多国籍企業がクロスボーダー資金集中運營業務の取扱を停止する必要がある場合、主宰企業が関連の債権・債務を処理完了し、国内資金メイン口座を閉鎖した後に、所在地の外貨局を通じて分局へ届け出て、届出の申請を提出し、これには多国籍企業クロスボーダー資金集中運営に係る外債限度額および国外貸付限度額の集中、クロスボーダー収支および元転・外貨転、国内資金メイン口座の閉鎖等の関連状況が含まれる。

分局は揃った多国籍企業クロスボーダー資金集中運営の届出申請書類を受け取った日より20営業日以内に届出の手続を完了し、合わせて主宰企業所在地の外貨局を通じてもとの届出通知書のオリジナルを回収しなければならない。

第3章 外債限度額の集中管理

第14条 多国籍企業はマクロプルーデンス原則に基づき、国内メンバー企業の外債限度額を集中し、合わせて集中した限度額内において商業慣例を遵守して自社で外債業務を展開することができる。

第15条 多国籍企業の主宰企業は以下の公式に基づき国内メンバー企業のすべての外債限度額を集中することができる。

多国籍企業外債集中限度額 \leq Σ 主宰企業および集中に参加する国内メンバー企業の前年末の監査を経た所有者権益 \times クロスボーダーレバレッジ率 \times マクロプルーデンス調節パラメーター。

開始時期、クロスボーダーレバレッジ率を2とし、マクロプルーデンス調節パラメーターを1とする。国家外債管理局は全体的な対外負債の状況、期限の構造、通貨種類の構造等に基づきクロスボーダーレバレッジ率およびマクロプルーデンス調節パラメーターに対し調節を行うことができる。

第16条 多国籍企業クロスボーダー資金集中運營業務に参加し合わせて外債限度額を集中されたメンバー企業は、主宰企業が申請を提出した日より、原則上、自社で外債を借り入れてはならない。主宰企業が申請を提出する前に、メンバー企業がすでに自社で外債を借り入れた場合、それが自社で借り入れた外債をすべて返済する前に、原則上、メンバー企業として外債限度額の集中に参加してはならない。

第17条 主宰企業は自らを実際の借入人として外債を集中して借り入れることができ、メンバー企業を実際の借入人としてそれを代理して外債を借り入れることもできる。しかし、外債の借入および返済は主宰企業の国内資金メイン口座を通じて行わなければならない。

第18条 主宰企業所在地の外債局がそのために届出通知書を発行する際、国家外債管理局の関連情報システムにおいて届出を経た外債集中限度額に基づき主宰企業のために一括の外債登記を取り扱わなければならない。主宰企業が国内資金メイン口座を通じて外債資金を流入・返済する際、現行の規定に基づき国際収支申告を取扱い、所在地の外債局へ1件ごとに外債契約登記を取り扱う必要がない。

第4章 国外貸付限度額の集中管理

第19条 多国籍企業はマクロプルーデンス原則に基づき、国内メンバー企業の国外貸付限度額を集中し、合わせて集中した限度額内において商業慣例を遵守して自社で国外貸付業務を展開することができる。

第20条 多国籍企業の主宰企業は以下の公式に基づき国内メンバー企業のすべての国外貸付限度額を収集することができる。

多国籍企業国外貸付集中限度額 \leq 〓 主宰企業および集中に参加する国内メンバー企業の前年末の監査を経た所有者権益 \times 国外貸付レバレッジ率 \times マクロプルーデンス調節パラメーター。

開始時期、国外貸付レバレッジ率を0.3とし、マクロプルーデンス調節パラメーターを1とする。国家外貨管理局は全体的な国外貸付の状況、期限の構造、通貨種類の構造等に基づき国外貸付レバレッジ率およびマクロプルーデンス調節パラメーターに対し調節を行うことができる。

第21条 多国籍企業クロスボーダー資金集中運營業務に参加し合わせて国外貸付限度額を集中されたメンバー企業は、主宰企業が申請を提出した日より、原則上、自社で国外貸付業務を展開してはならない。主宰企業が申請を提出する前に、メンバー企業がすでに自社で国外貸付業務を展開した場合、その国外貸付がすべて回収する前に、原則上、メンバー企業として国外貸付限度額の集中に参加してはならない。

第22条 主宰企業は自らを実際の貸付人として国外貸付を行うことができ、メンバー企業を実際の貸付人としてそれを代理して国外貸付を行うこともできる。国外貸付資金の流出および回収は主宰企業の国内資金メイン口座を通じて行わなければならない。

第23条 主宰企業所在地の外貨局がそのために届出通知書を発行する際、国家外貨管理局の関連情報システムにおいて届出を経た国外貸付集中限度額に基づき主宰企業のために一括の国外貸付限度額に係る登記を取り扱わなければならない。主宰企業が国内資金メイン口座を通じて国外貸付資金を流出および回収する際、現行の規定に基づき国際収支申告を取扱い、所在地の外貨局へ1件ごとに国外貸付限度額に係る登記を取り扱う必要がない。

第5章 経常項目に係る資金の集中受取・支払および相殺差額決済業務の管理

第24条 多国籍企業は経営のニーズに基づき、主宰企業を通じて経常項目に係る資金の集中受取・支払もしくは相殺差額決済業務を取り扱うことができる。

経常項目に係る資金の集中受取・支払とは主宰企業が国内資金メイン口座を通じて国内メンバー企業を集中して代理し、経常項目に係る収支を取り扱うことを指す。

経常項目に係る相殺差額決済とは主宰企業が国内資金メイン口座を通じてその国内メンバー企業の経常項目に係る受取予定・支払予定資金を集中して勘定し、合わせて一定期間内において受取・支払取引が1件とするオペレーション方式を指す。原則上、毎月の相殺差額決済は1回を下回らない。

国内メンバー企業は『貨物貿易外貨管理ガイドライン』およびその実施細則の規定に基づき、『貨物貿易外貨業務登記表』により取り扱う必要のある業務および主宰企業・国内メンバー企業のオフショア転売取引業務について、経常項目に係る資金の集中受取・支払および相殺差額決済に参加してはならず、現行の規定に基づき取り扱わなければならない。

第25条 主宰企業が経常項目に係る資金の集中受取・支払もしくは相殺差額決済の取扱を申請する場合、所在地の外貨局はそれのために届出通知書を発行する際、規定に基づき貨物貿易外貨業務に係る登記手続を取り扱わなければならない。

第26条 経常項目に係る資金の集中受取・支払もしくは相殺差額決済の取扱は以下の要求に基づき渉外資金受取・支払申告を行わなければならない。

主宰企業は2種類のデータに対し渉外資金受取・支払申告を行わなければならない。1種類は資金集中受取・支払もしくは相殺差額決済の際、主宰企業の実際の対外資金受取・支払のデータ（以下、「実際の資金受取・支払データ」）。もう1種類は1件ごとに原状回復させた資金集中受取・支払もしくは相殺差額決済前の各メンバー企業のもとの資金受取・支払データ（以下、「原状回復データ」という）。

実際の資金受取・支払データがゼロでない場合、主宰企業は実際の対外資金受取・支払の取引を取り扱う国内銀行を通じて申告し、国内銀行は実際の資金受取・支払情報の取引コードを「999999」と表記しなければならない。実際の資金受取・支払データがゼロの場合（相殺差額決済がゼロである）、主宰企業は1件の決済をゼロとした申告データを仮想し、『国外送金申請書』を記入し、資金受取・支払人の名称がすべて主宰企業とし、取引コードを「999998」とし、国別を「中国」とし、その他の必須の入力項目について状況を見て記入・報告もしくは「N/A」（大文字の英語アルファベット）と記入しなければならない。国内銀行はその実際の対外資金受取・支払の日（相殺差額決済がゼロの場合、相殺決済日もしくは会計決済日とする）（T）の後の第1営業日（T+1）の正午12:00前までに、実際のデータの報告・送付業務を完了しなければならない。

原状回復データに対する申告について、主宰企業は実際の資金受取・支払の期日（相殺差額決済がゼロの場合、相殺決済日もしくは会計決済日とする）に基づき原状回復データの申告時点（T）を確認し、合わせて全額受取・全額支払いの原則に基づき、国内メンバー企業の名義で、実際に対外資金受取・支払業務を取扱うもしくは記帳処理をした銀行に原状回復データの基本情報および申告情報を提供し、少なくとも渉外資金受取・支払の統計・申告に必要な情報を含ませなければならない。国内銀行は実際の対外資金受取・支払の日（T）の後の第1営業日（T+1）の正午12:00前までに、原状回復データの基本情報に係る報告・送付業務を完了しなけ

ればならない。第5営業日(T+5)までに、原状回復データの申告情報に係る報告・送付業務を完了しなければならない。申告書コードは実際の資金受取・支払が発生した銀行が作成し、取引コードは実際の取引性質に基づき記入・報告する。国内銀行は原状回復データの「銀行業務コード」をそれに対応する実際の資金受取・支払データの申告コードと記入することで、集中資金受取・支払データと原状回復データとの間の対応関係を構築する。国内銀行は主宰企業のために申告チャネル等の基本条件を提供し、合わせて原状回復データの基本情報および申告情報を外貨局に転送することに責任を負わなければならない。

第6章 口座管理

第27条 多国籍企業の主宰企業は届出通知書を持って、届出を経た協力銀行において直接国内資金メイン口座を開設し、クロスボーダー資金集中運営の関連業務を取り扱うことができる。

多国籍企業は経営のニーズに基づき、1社の国外メンバー企業を選び、届出を経た協力銀行において NRA 口座を開設し、国外メンバー企業の資金を集中して運営・管理することができる。

第28条 国内資金メイン口座は複数通貨種類（人民元を含む）の口座とすることができ、開設の数に制限を設けないが、プルーデンス監督・管理の要求に合致しなければならない。国内資金メイン口座は日中およびオーバーナイトの貸越を許可する。貸越資金は対外支払いのみに用いることができ、資金を受け取った後に優先的に貸越金を償還しなければならない。

第29条 国内資金メイン口座の収支範囲は以下の通りである。

(1) 収入範囲

1. 国内メンバー企業が国外から直接得た経常項目に係る収入、
2. 国内メンバー企業の経常項目口座、資本金口座、資産現金化口座、国内再投資専用口座からの振替、
3. 集中限度額内における国外から流入した外債および回収した国外貸付の元利金、
4. 外貨購入・預かり入れ（経常項目に係る対外支払の外貨購入で得た資金、外貨を購入した国外貸付もしくは外債返済資金）、
5. 預金の元利金、
6. 同一の主宰企業のその他の国内資金メイン口座の振替収入、
7. 外貨局が認可するその他の収入。

別途規定がある場合を除き、多国籍企業の国内メンバー企業が国内の預金性金融機関から借り入れた外貨貸付は国内資金メイン口座に入金してはならない（外債の返済、国外貸付等に用いるものを除く）。

(2) 支出範囲

1. 国内メンバー企業の国外への経常項目に係る支出、
2. 国内メンバー企業の経常項目に係る口座、資本金口座、資産現金化口座、再投資専用口座への振替、
3. 集中限度額内における国外から流出した国外貸付および返済した外債の元利金、
4. 元転、
5. 預金の振替、
6. 外貨預金準備金の納付、
7. 同一の主宰企業のその他の国内資金メイン口座への振替支出、
8. 外貨局が認可するその他の支出。

第30条 国内資金メイン口座によるクロスボーダー資金受取・支払は現行の規定に基づき国際収支申告を取り扱わなければならない。国内資金メイン口座が外債資金の受取・支払に係る場合、資金の純流入額（即ち外債残高である）は届出を経た外債集中限度額を超えてはならない。国外貸付資金の受取・支払に係る場合、資金の純流出額（即ち国外貸付残高である）は届出を経た国外貸付集中限度額を超えてはならない。

第31条 国内資金メイン口座と国外の経常項目に係る受取・支払および元転・外貨転について、これには集中受取・支払と相殺差額決済等を含み、取扱銀行は「顧客を理解する」「業務を理解する」「審査の職責を尽くす」等の業務展開の原則に基づき関連手続きを取り扱う。資金の性質が不明確なものに対し、銀行は主宰企業が関連証憑を提供するよう要求しなければならず、サービス貿易等の項目に係る対外資金支払については引き続き規定に基づき税務届出表を提出する必要がある。

A 類のメンバー企業の貨物貿易収入（外貨返還およびオフショア転売取引を除く）は輸出収入審査待ち口座に入金しなくても良い。外貨返還の期日がもとの資金受取・支払期日との間隔が180日間（当日を含まず）以上もしくは特殊の状況により規定に基づきもとのルートで外貨を返還できない場合、主宰企業は所在地の外貨局へ貨物貿易外貨業務の登記手続きを取扱い、合わせて書面による申請、もとの収入・支出申告証憑、もとの輸出入契約、外貨返還契約等を提供しなければならない。

主宰企業および国内メンバー企業は貨物貿易外貨管理規定に基づき、遅滞なく、正確に貨物貿易外貨業務モニタリングシステム（企業端末）を通じて貿易信用、貿易資金調達等の業務報告を行わなければならない。

銀行、主宰企業はそれぞれ、その取引が真実で、法令を遵守したことを十分に証明することができる関連の書類と証憑等を5年間保管して検査に備えなければならない。

第32条 国内資金メイン口座は経常項目、直接投資、外債および国外貸付に係る元転・外貨転を集中して取り扱うことができる。

国内メンバー企業の主宰企業へ集中した外商直接投資に係る外貨資金（外貨建て資本金、資産現金化口座および国内再投資口座資金を含む）、および主宰企業が届出を経た集中限度額内において流入させた外債資金および回収した国外貸付の元利金は、国内資金メイン口座内において自由元転方式もしくは支払元転方式に基づき元転手続を取り扱うことができ、合わせて現行の「資本項目—元転支払待ち口座」および資金用途等の方面の規定を遵守する。

第33条 主宰企業が国内資金メイン口座内における資本項目の外貨収入（外貨および元転による人民元資金を含む）の支払・使用を取り扱う際、関連取引が真実・法令遵守であると約束した前提のもとで、『資本項目口座資金支払指示書』をもって直接協力銀行で取り扱うことができ、事前に協力銀行へ1件ごとに真実性に係る証明書類を提供する必要がない。取扱銀行は「顧客を理解する」「業務を理解する」「審査の職責を尽くす」等の業務展開の原則に基づき真実・コンプライアンス性に係る審査を行わなければならない。

銀行、主宰企業はそれぞれ、その取引が真実で、法令を遵守したことを十分に証明することができる関連の書類と証憑等を5年間保管して検査に備えなければならない。

第34条 主宰企業は『国家外貨管理局による「銀行を通じて行う国際収支統計申告業務の実施細則」の印刷・配布に関する通達』（匯発[2015]27号）に基づき渉外資金受取・支払に係る申告を行わなければならない。主宰企業がファイナンスカンパニーもしくは指定の申告主体である場合、『国家外貨管理局による「対外金融資産負債および取引統計制度」の印刷・配布に関する通達』（匯発[2018]24号）の規定に基づき申告を行わなければならない。

第7章 監督・管理

第35条 主宰企業は真剣に本規定および届出通知書の内容に基づき業務を展開しなければならない。業務を展開している期間、関連事項に変更が発生した場合、要求に基づき速やかに所在地の外貨局へ変更手続を取り扱わなければならない。主宰企業は着実に限度額のコントロールを遂行し、いかなる時点における外債の残高および国外貸付の残高が届出を経た集中限度額を超えないことを保証しなければならない。

主宰企業およびメンバー企業は厳格に規定に基づき銀行を通じてクロスボーダー資金受取・支払に対し国際収支申告を行い、合わせて関連の口座情報を報告・送付しなければならない。

第36条 協力銀行は多国籍企業のクロスボーダー資金集中運營業務および提出した書類に対し、着実に真実性およびコンプライアンス性に係る審査を遂行し、着実に資金流動に係るモニタリングおよび限度額の管理を遂行する。

第37条 協力銀行は多国籍企業と連携してクロスボーダー資金集中運營業務に係る内部管理規則制度を制定し、これには業務モデル、オペレーションプロセス、内部制御制度、組織構成、システム構築、リスク防止措置、データモニタリング方式および技術サービス保障方案等の内容を含むがこの限りではなく、合わせて保管して検査に備えなければならない。

第38条 協力銀行は規定に基づき遅滞なく、完全で、正確に関連の口座情報、国際収支申告、国内資金の振替、元転・外貨転等のデータを報告・送付し、企業が報告・送付した業務データを審査し、オフサイト・モニタリングの着実な遂行に協力しなければならない。

第39条 分局は以下の措置をとり、多国籍企業クロスボーダー資金集中運営に係る管理業務の平穏で秩序ある推進、政策の着実な実行を保証しなければならない。

- (1) 「誰備案、誰負責（届け出るものが責任を負う）」との原則に基づき、定期的もしくは不定期的にリスク評価を行わなければならない。評価の過程において、銀行もしくは企業が関連規定に違反すると発見した場合、それに期限付きの是正を要求し、必要なときは関連業務を一時的に停止する。
- (2) オフサイト・モニタリングおよび立入確認・検査を強化する。十分にクロスボーダー資金流動モニタリング・分析システムおよび資本項目情報システム等の既存の外貨管理システムを利用し、多国籍企業リストを構築し、全面的に多国籍企業クロスボーダー資金集中運營業務に係る関連クロスボーダー収支、元転・外貨転および口座管理等の状況を分析し、関連業務に対する追跡・分析・モニタリングを強化する。
- (3) 着実に銀行、企業に対するリスク提示および業務指導の業務を遂行する。効果的な措置を採用し企業の真実で合理的なニーズを満足させ、銀行によるオペレーション規則および内部制御制度の構築を督促し、必要な技術サービス保障を提供する。必要なとき、主宰企業がクロスボーダー資金集中運營業務のコンプライアンス性等に対し監査を要求することができる。

第40条 主宰企業の貨物貿易分類結果がB、C類に引き下げた場合、所在地の外貨局は多国籍企業が主宰企業を変更し、合わせて改めて申請書類を提出するよう通知する。その他のメンバー企業の貨物貿易分類結果がB、C類に引き下げた場合、主宰企業はその業務を終止し、合わせて所在地の外貨局へメンバー企業を変更するようしなければならない。

第41条 多国籍企業の主宰企業およびメンバー企業は法律・法規に基づきクロスボーダー資金集中運営

業務を展開し、その規則違反行為について『外貨管理条例』等の関連法規に基づき調査して処分する。

第8章 附則

第42条 多国籍企業の主宰企業およびメンバー企業は原則上、クロスボーダー資金集中運営に係る届出を重複して申請してはならない。

第43条 国家外貨管理局は国家マクロコントロール政策、国際収支情勢および業務の展開状況に基づき、多国籍企業クロスボーダー資金集中運營業務の関連政策に対し調整を行うことができる。本規定の企業資格、限度額等の要求に合致しない状況に対し、主宰企業所在地の外貨局が具体的な状況によって、リスクコントロール可能の原則に基づき、規定のプロセスに基づき集団で審議し決定することを許可する。

第44条 本規定は公布の日より実施し、国家外貨管理局が解釈の責任を負う。『国家外貨管理局による「多国籍企業外貨資金集中運営管理規定」の印刷・配布に関する通達』（匯発[2015]36号）は同時に廃止されます。

添付1 多国籍企業クロスボーダー資金集中運營業務取扱確認書〔略〕

添付2 届出通知書（参考様式）〔略〕

(中国語原文)

国家外汇管理局
汇发[2019]7号
关于印发《跨国公司跨境资金集中运营管理规定》的通知

国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分局；各全国性中资银行：

为进一步促进贸易投资便利化，服务实体经济，国家外汇管理局对《跨国公司外汇资金集中运营管理规定》（汇发〔2015〕36号，以下简称36号文）进行了修订。现就有关事项通知如下：

- 一、 实施外债和境外放款宏观审慎管理。跨国公司可根据宏观审慎原则，集中境内成员企业外债额度和（或）境外放款额度，并在集中额度的规模内遵循商业惯例自行开展借用外债业务和（或）境外放款业务。
- 二、 大幅简化外债和境外放款登记。主办企业所在地国家外汇管理局分支局（以下简称所在地外汇局）向主办企业出具备案通知书时，根据经备案集中的额度为其办理一次性外债登记和（或）境外放款登记，主办企业无需分币种、分债权人（或债务人）逐笔办理外债（或境外放款）登记；银行和企业无需报送36号文规定的3张手工报表。
- 三、 实行资本项目外汇收入结汇支付便利化。跨国公司主办企业在办理国内资金主账户内资本项目外汇收入支付使用时，无需事前向合作银行逐笔提供真实性证明材料；合作银行应按照展业原则进行真实合规性审核。
- 四、 完善准入退出机制。主办企业应在取得跨国公司备案通知书后一年内开立国内资金主账户，并实际办理跨境资金集中运营相关业务，否则备案通知书自颁发满一年之日起失效。跨国公司可在经外汇局备案后，停止办理跨国公司跨境资金集中运营业务。
- 五、 调整优化账户功能。跨国公司主办企业国内资金主账户为主办理跨境资金集中运营各项业务；确有需要的，可以选择一家境外成员企业开立NRA账户集中运营管理境外成员企业资金。国内资金主账户币种不设限制，为多币种（含人民币）账户，开户数量不予限制。

本通知下发前开立的代码为“3600”的国际资金主账户内的资金，应于本通知下发后六个月内，按照资金性质将账户内资金划转至国内资金主账户或者按照本通知规定开立的NRA账户，并将划转情况报所在地外汇局备案。

- 六、 加强事中事后监管。所在地外汇局应定期或不定期进行风险评估，强化非现场监测与现场核查检

查，做好银行、企业风险提示和指导工作。

现将修订后的《跨国公司跨境资金集中运营管理规定》印发，国家外汇管理局各分局、外汇管理部接到本通知后，应及时转发辖内中心支局、支局、城市商业银行、农村商业银行、外资银行、农村合作银行；各全国性中资银行接到本通知后，应及时转发所辖分支机构。执行中如遇问题，请及时向国家外汇管理局反馈。

联系电话：

010-68402250、68402448、68402450

附件：跨国公司跨境资金集中运营管理规定

国家外汇管理局
2019年3月15日

附件

跨国公司跨境资金集中运营管理规定

第一章 总则

第一条 为促进贸易投资便利化，服务实体经济，便利跨国公司跨境资金集中运营，制定本规定。

第二条 本规定所称跨国公司是以资本联结为纽带，由母公司、子公司及其他成员企业或机构共同组成的联合体。

主办企业，是指取得跨国公司授权履行主体业务备案、实施、数据报送、情况反馈等职责的具有独立法人资格的一家境内公司。主办企业为财务公司的，其从事跨境资金交易应遵守行业管理部门的规定。

成员企业，是指跨国公司内部相互直接或间接持股的、具有独立法人资格的各家公司，分为境内成员企业和境外成员企业。与主办企业无直接或间接持股关系，但属同一母公司控股的兄弟公司可认定为成员企业。

金融机构（财务公司作为主办企业的除外）、地方政府融资平台和房地产企业不得作为主办企业或成员企业参与跨国公司跨境资金集中运营。

第三条 本规定所称跨境资金集中运营业务，是指集中运营管理境内外资金，办理外债和境外放款额度集中管理、经常项目资金集中收付和轧差净额结算等业务。

第四条 跨国公司可以选择符合条件的境内银行（主办企业所在地省级区域内，下同）作为办理跨境资金集中运营业务的合作银行（以下简称合作银行）。

第二章 业务备案及变更

第五条 满足以下条件的跨国公司，可根据经营需要选择一家境内企业作为主办企业集中运营管理境内外成员企业资金，开展集中外债额度、集中境外放款额度、经常项目资金集中收付和轧差净额结算中的一项或多项业务：

- （一） 具备真实业务需求；
- （二） 具有完善的跨境资金管理架构、内控制度；
- （三） 建立相应的内部管理电子系统；
- （四） 上年度本外币国际收支规模超过 1 亿美元（参加跨境资金集中运营业务的境内成员企

业合并计算)

- (五) 近三年无重大外汇违法违规行为(成立不满三年的企业,自成立之日起无重大外汇违规行为);
- (六) 主办企业和境内成员企业如为贸易外汇收支名录内企业,货物贸易分类结果应为 A 类;
- (七) 国家外汇管理局规定的其他审慎监管条件。

第六条 为跨国公司办理跨境资金集中运营业务的合作银行应满足以下条件:

- (一) 具备国际结算能力且具有结售汇业务资格;
- (二) 近三年执行外汇管理规定年度考核 B (含) 类以上;合作银行考核等次下降,不符合上述条件的,仅能办理原有相应业务,不可再办理新业务;
- (三) 国家外汇管理局规定的其他审慎监管条件。

第七条 跨国公司开展跨境资金集中运营业务,应通过主办企业所在地国家外汇管理局分局(以下简称所在地外汇局)向所属外汇分局、管理部(以下简称分局)备案,提交以下材料:

(一) 基本材料

1. 备案申请书(包括跨国公司及主办企业基本情况、拟开展的业务种类、成员企业名单、主办企业及成员企业股权结构情况、拟选择的合作银行情况等);
2. 跨国公司对主办企业开展跨境资金集中运营业务的授权书;
3. 主办企业与合作银行共同签署的《跨国公司跨境资金集中运营业务办理确认书》(见附 1);
4. 主办企业及境内成员企业营业执照复印件和货物贸易分类结果证明材料;
5. 境外成员企业注册文件(非中文的同时提供中文翻译件)
6. 金融业务许可证及经营范围批准文件(仅主办企业为财务公司的需提供)。

以上第 2 项材料应加盖跨国公司公章,其余材料均应加盖主办企业公章。

(二) 专项材料

1. 外债额度集中管理。主办企业申请办理集中境内成员企业外债额度备案时,应在备案申请书中列表说明参加外债额度集中的境内成员企业名称、统一社会信用代码、注册地、每家境内成员企业上年末经审计的所有者权益状况、拟集中的外债额度,并提供贡献外债额度成员企业上年度资产负债表复印件(加盖主办企业公章)。
2. 境外放款额度集中管理。主办企业申请办理集中境内成员企业境外放款额度备案时,应在备案申请书中列表说明参加境外放款额度集中的境内成员企业名称、统一社会信用代码、注册地、每家境内成员企业上年末经审计的所有者权益状况、拟集中的境外放款额度,并提供贡献境外放款额度成员企业上年度资产负债表复印件(加盖主办企业公章)。
3. 经常项目资金集中收付和轧差净额结算。主办企业申请办理经常项目资金集中收付和轧差净额结算备案时,应在备案申请书中列表说明参与经常项目资金集中收付和轧差净额结算的境内成员企业名称、统一社会信用代码、注册地(加盖主办企业公章)。

(三) 如前述基本材料和专项材料有不清晰或不准确的地方,所在地外汇局可要求提供其他材料。

第八条 分局应在收到完整的跨国公司跨境资金集中运营业务备案申请材料之日起二十个工作日内完成备案手续,并通过主办企业所在地外汇局出具备案通知书(见附2)。

第九条 主办企业为财务公司的,应当遵守行业主管部门规定,并将跨国公司跨境资金集中运营业务和其他业务(包括自身资产负债业务)分账管理。

第十条 跨国公司跨境资金集中运营业务办理期间,合作银行、主办企业、成员企业、业务种类等发生变更的,主办企业应提前一个月通过所在地外汇局向分局变更备案。分局应在收到完整的变更申请材料之日起二十个工作日内完成备案手续,并通过主办企业所在地外汇局出具备案通知书。

(一) 合作银行变更的,应提交以下材料:

1. 变更合作银行申请(包括拟选择的合作银行,原账户余额的处理方式等);
2. 加盖银行业务公章的原账户余额对账单;
3. 主办企业与变更后合作银行签署的《跨国公司跨境资金集中运营业务办理确认书》
4. 原备案通知书复印件。

(二) 主办企业变更、成员企业新增或退出、外债和境外放款额度变更、业务种类变更的,除参照第七条提交材料外,还应提交原备案通知书复印件。

第十一条 主办企业、成员企业发生名称变更、分立、合并的,主办企业应在事项发生之日起一个月内报所在地外汇局,同时提交原备案通知书复印件、变更所涉企业的相关情况说明、涉及变更事项的证明材料(如变更后的营业执照等)。

第十二条 主办企业应在取得跨国公司备案通知书后一年内开立国内资金主账户并实际办理跨境资金集中运营相关业务,否则备案通知书自颁发满一年之日起失效。合作银行应及时关闭主办企业据此开立的国内资金主账户;主办企业所在地外汇局也应在相关信息系统中及时维护额度等有关信息。

第十三条 跨国公司需要停止办理跨境资金集中运营业务的,主办企业处理完毕相关债权债务、关闭国内资金主账户后,应通过所在地外汇局向分局备案,提交备案申请,包括跨国公司跨境资金集中运营的外债额度及境外放款额度集中、跨境收支及结售汇、国内资金主账户的关闭等相关情况。

分局应在收到完整的跨国公司跨境资金集中运营备案申请材料之日起二十个工作日内完成备案手续,并通过主办企业所在地外汇局收回原备案通知书原件。

第三章 外债额度集中管理

第十四条 跨国公司可根据宏观审慎原则，集中境内成员企业外债额度，并在所集中的额度内遵循商业惯例自行开展外债业务。

第十五条 跨国公司主办企业可以按照以下公式集中境内成员企业全部外债额度。

跨国公司外债集中额度 $\leq \Sigma$ 主办企业及参与集中的境内成员企业上年末经审计的所有者权益*跨境融资杠杆率*宏观审慎调节参数。

初始时期，跨境融资杠杆率为 2，宏观审慎调节参数为 1。国家外汇管理局可根据整体对外负债情况、期限结构、币种结构等对跨境融资杠杆率和宏观审慎调节参数进行调节。

第十六条 参与跨国公司跨境资金集中运营业务并被集中外债额度的成员企业，自主办企业递交申请之日起，原则上不得自行举借外债。在主办企业递交申请之前，成员企业已经自行举借外债的，在其自行举借的外债全部偿清之前，原则上不得作为成员企业参与外债额度集中。

第十七条 主办企业可以自身为实际借款人集中借入外债，也可以成员企业为实际借款人代理其借入外债。但外债的借入和偿还应通过主办企业的国内资金主账户进行。

第十八条 主办企业所在地外汇局在为其出具备案通知书时，应在国家外汇管理局相关信息系统中按照经备案的外债集中额度为主办企业办理一次性外债登记。主办企业通过国内资金主账户融入和偿还外债资金时，应按照现行规定办理国际收支申报，无需再到所在地外汇局逐笔办理外债签约登记。

第四章 境外放款额度集中管理

第十九条 跨国公司可根据宏观审慎原则，集中境内成员企业的境外放款额度，并在所集中的额度内遵循商业惯例自行开展境外放款业务。

第二十条 跨国公司主办企业可以按照以下公式集中境内成员企业全部境外放款额度。

跨国公司境外放款集中额度 $\leq \Sigma$ 主办企业及参与集中的境内成员企业上年末经审计的所有者权益*境外放款杠杆率*宏观审慎调节参数。

初始时期，境外放款杠杆率为 0.3，宏观审慎调节参数为 1。国家外汇管理局可根据整体境外

放款情况、期限结构、币种结构等对境外放款杠杆率和宏观审慎调节参数进行调节。

第二十一条 参与跨国公司跨境资金集中运营业务并被集中境外放款额度的成员企业，自主办企业递交申请之日起，原则上不得自行开展境外放款业务。在主办企业递交申请之前，成员企业已经自行开展境外放款业务的，在其境外放款全部收回之前，原则上不得作为成员企业参与境外放款额度集中。

第二十二条 主办企业可以自身为实际放款人进行境外放款，也可以成员企业为实际放款人代理其进行境外放款。境外放款资金的融出和收回应通过主办企业的国内资金主账户进行。

第二十三条 主办企业所在地外汇局在为其出具备案通知书时，应在国家外汇管理局相关信息系统中按照经备案的境外放款集中额度为主办企业办理一次性境外放款额度登记。主办企业通过国内资金主账户融出和收回境外放款资金时，应按照现行规定办理国际收支申报，无需再到所在地外汇局逐笔办理境外放款额度登记。

第五章 经常项目资金集中收付和轧差净额结算业务管理

第二十四条 跨国公司可根据经营需要，通过主办企业办理经常项目资金集中收付或轧差净额结算业务。

经常项目资金集中收付是指主办企业通过国内资金主账户集中代理境内成员企业办理经常项目收支。

经常项目轧差净额结算是指主办企业通过国内资金主账户集中核算其境内外成员企业经常项目项下应收应付资金，合并一定时期内收付交易为单笔交易的操作方式。原则上每个自然月轧差净额结算不少于1次。

境内成员企业按照《货物贸易外汇管理指引》及其实施细则规定，需凭《货物贸易外汇业务登记表》办理的业务以及主办企业、境内成员企业的离岸转手买卖业务，不得参加经常项目资金集中收付和轧差净额结算，应按现行规定办理。

第二十五条 主办企业申请办理经常项目资金集中收付或轧差净额结算的，所在地外汇局在为其出具备案通知书时，应按规定办理货物贸易外汇业务登记手续。

第二十六条 办理经常项目资金集中收付或轧差净额结算应按以下要求进行涉外收付款申报：

主办企业应对两类数据进行涉外收付款申报。一类是资金集中收付或轧差净额结算时主办企业的实际对外收付款数据（以下简称实际收付款数据）；另一类是逐笔还原资金集中收付或轧差

净额结算前各成员企业的原始收付款数据（以下简称还原数据）

实际收付款数据不为零时，主办企业应通过办理实际对外收付款交易的境内银行进行申报，境内银行应将实际收付款信息交易编码标记为“999999”。实际收付款数据为零时（轧差净额结算为零），主办企业应虚拟一笔结算为零的申报数据，填写《境外汇款申请书》，收付款人名称均为主办企业，交易编码标记为“999998”，国别为“中国”，其他必输项可视情况填报或填写“N/A”（大写英文字母）。境内银行应在其实际对外收付款之日（轧差净额结算为零时为轧差结算日或会计结算日）（T）后的第1个工作日（T+1）中午12:00前，完成实际数据的报送工作。

对还原数据的申报，主办企业应按照实际收付款的日期（轧差净额结算为零时为轧差结算日或会计结算日）确认还原数据申报时点（T），并根据全收全支原则，以境内成员企业名义，向实际办理或记账处理对外收付款业务的银行提供还原数据的基础信息和申报信息，使其至少包括涉外收付款统计申报的所需信息。境内银行应在实际对外收付款之日（T）后的第1个工作日（T+1）中午12:00前，完成还原数据基础信息的报送工作；第5个工作日（T+5）前，完成还原数据申报信息的报送工作。申报单号码由发生实际收付款的银行编制，交易编码按照实际交易性质填报。境内银行应将还原数据的“银行业务编号”填写为所对应的实际收付款数据的申报号码，以便建立集中收付数据与还原数据间的对应关系。境内银行应为主办企业提供申报渠道等基础条件，并负责将还原数据的基础信息和申报信息传送到外汇局。

第六章 账户管理

第二十七条 跨国公司的主办企业可持备案通知书，在经备案的合作银行直接开立国内资金主账户，办理跨境资金集中运营相关业务。

跨国公司可以根据经营需要，选择一家境外成员企业，在经备案的合作银行开立 NRA 账户，集中运营管理境外成员企业资金。

第二十八条 国内资金主账户可以是多币种（含人民币）账户，开户数量不予限制，但应符合审慎监管要求；国内资金主账户允许日间及隔夜透支；透支资金只能用于对外支付，收到资金后应优先偿还透支款。

第二十九条 国内资金主账户收支范围如下：

（一） 收入范围

1. 境内成员企业从境外直接获得的经常项目收入；
2. 境内成员企业经常项目账户、资本金账户、资产变现账户、境内再投资专用账户划入；
3. 集中额度内从境外融入的外债和收回的境外放款本息；

4. 购汇存入（经常项目项下对外支付购汇所得资金、购汇境外放款或偿还外债资金）；
5. 存款本息；
6. 同一主办企业其它国内资金主账户资金划转收入；
7. 外汇局核准的其他收入。

除另有规定外，跨国公司境内成员企业向境内存款性金融机构借入的外汇贷款不得进入国内资金主账户（用于偿还外债、境外放款等除外）。

（二） 支出范围

1. 境内成员企业向境外的经常项目支出；
2. 向境内成员企业经常项目账户、资本金账户、资产变现账户、再投资专用账户划出；
3. 集中额度内向境外融出的境外放款和偿还的外债本息；
4. 结汇；
5. 存款划出；
6. 交纳存款准备金；
7. 同一主办企业其它国内资金主账户资金划转支出；
8. 外汇局核准的其他支出。

第三十条 国内资金主账户跨境资金收付应按现行规定办理国际收支申报。国内资金主账户涉及外债资金收付的，资金净融入金额（即外债余额）不得超过经备案的外债集中额度；涉及境外放款资金收付的，资金净融出金额（即境外放款余额）不得超过经备案的境外放款集中额度。

第三十一条 国内资金主账户与境外经常项目收付以及结售汇，包括集中收付和轧差净额结算等，由经办银行按照“了解客户”“了解业务”“尽职审查”等展业原则办理相关手续。对于资金性质不明确的，银行应当要求主办企业提供相关单证，服务贸易等项目对外支付仍需按规定提交税务备案表。

A类成员企业货物贸易收入（退汇和离岸转手买卖除外）可不进入出口收入待核查账户；对于退汇日期与原收、付款日期间隔在180天（不含）以上或由于特殊情况无法按规定办理原路退汇的，主办企业应当到所在地外汇局办理货物贸易外汇业务登记手续，并提供书面申请、原收入/支出申报单证、原进/出口合同、退汇合同等。

主办企业及境内成员企业应按货物贸易外汇管理规定，及时、准确通过货物贸易外汇业务监测系统（企业端）进行贸易信贷、贸易融资等业务报告。

银行、主办企业应当分别留存充分证明其交易真实、合法的相关文件和单证等五年备查。

第三十二条 国内资金主账户可集中办理经常项下、直接投资、外债和境外放款项下结售汇。

境内成员企业归集至主办企业的外商直接投资项下外汇资金（包括外汇资本金、资产变现账户资金和境内再投资账户资金），以及主办企业在经备案的集中额度内融入的外债资金和收回的境外放款本息，在国内资金主账户内可以按照意愿结汇方式或支付结汇方式办理结汇手续，并遵守现行“资本项目—结汇待支付账户”和资金用途等方面的规定。

第三十三条 主办企业在办理国内资金主账户内资本项目外汇收入（含外汇和结汇所得人民币资金）支付使用时，可在承诺相关交易真实合规的前提下，凭《资本项目账户资金支付命令函》直接在合作银行办理，无需事前向合作银行逐笔提供真实性证明材料；经办银行应按照“了解客户”“了解业务”“尽职审查”等展业原则进行真实合规性审核。

银行、主办企业应当分别留存充分证明其交易真实、合法的相关文件和单证等五年备查。

第三十四条 主办企业应当按照《国家外汇管理局关于印发〈通过银行进行国际收支统计申报业务实施细则〉的通知》（汇发[2015]27号）进行涉外收付款申报；主办企业为财务公司或指定申报主体的，还应当按照《国家外汇管理局关于印发〈对外金融资产负债及交易统计制度〉的通知》（汇发[2018]24号）的规定进行申报。

第七章 监督管理

第三十五条 主办企业应认真按照本规定及备案通知书内容开展业务。业务开展期间，相关事项发生变更的，应按要求及时向所在地外汇局办理变更手续。主办企业应做好额度控制，确保任一时点外债余额和境外放款余额不超过经备案的集中额度。

主办企业及成员企业应严格按照规定通过银行对跨境资金收付进行国际收支申报，并报送相关账户信息。

第三十六条 合作银行对跨国公司跨境资金集中运营业务及提交的材料，应做好真实性和合规性审核，做好资金流动的监测和额度管理。

第三十七条 合作银行应与跨国公司联合制定跨境资金集中运营业务的内部管理规章制度，包括但不限于业务模式、操作流程、内控制度、组织架构、系统建设、风险防控措施、数据监测方式以及技术服务保障方案等内容，并留存备查。

第三十八条 合作银行应按规定及时、完整、准确地报送相关账户信息、国际收支申报、境内资金划转、结售汇等数据，审核企业报送的业务数据，协助做好非现场监测。

第三十九条 分局应采取下列措施确保跨国公司跨境资金集中运营管理工作平稳有序，政策落到实处：

- （一） 应按“谁备案，谁负责”的原则，定期或不定期进行风险评估。在评估过程中，发现银行或企业违反有关规定的，应要求其限期整改，必要时暂停相关业务。
- （二） 强化非现场监测与现场核查检查。充分利用跨境资金流动监测与分析系统和资本项目信息系统等现有外汇管理系统，建立跨国公司名单，全面分析跨国公司跨境资金集中运营业务项下相关跨境收支、结售汇及账户管理等情况，加强对相关业务的跟踪分析监测。
- （三） 做好银行、企业风险提示和业务指导工作。采取有效措施满足企业真实合理需求，督促银行建立操作规程和内控制度，提供必要的技术服务保障。必要时，可要求主办企业对跨境资金集中运营业务的合规性等进行审计。

第四十条 主办企业货物贸易分类结果降为 B、C 类，所在地外汇局将通知跨国公司变更主办企业并重新提交申请材料；其他成员企业货物贸易分类结果降为 B、C 类，主办企业应终止其业务，并向所在地外汇局进行成员企业变更。

第四十一条 跨国公司主办企业及成员企业应依法依规开展跨境资金集中运营业务，违规行为将按照《外汇管理条例》等相关法规进行查处。

第八章 附则

第四十二条 跨国公司主办企业和成员企业原则上不得重复申请跨境资金集中运营备案。

第四十三条 国家外汇管理局可根据国家宏观调控政策、国际收支形势及业务开展情况，对跨国公司跨境资金集中运营业务相关政策进行调整。对于不符合本规定关于成员企业资格、额度等要求的情形，允许由主办企业所在地分局视具体情况，根据风险可控的原则，按照规定程序集体审议决定。

第四十四条 本规定自发布之日起实施，由国家外汇管理局负责解释。《国家外汇管理局关于印发〈跨国公司外汇资金集中运营管理规定〉的通知》（汇发[2015]36号）同时废止。

附 1

跨国公司跨境资金集中运营业务办理确认书

本单位已知晓跨国公司跨境资金集中运营管理政策及相关要求，仔细阅读本确认书告知和提示的本单位义务以及外汇局监管要求。承诺将：

- 一、 依法合规开展跨境资金集中运营业务。在满足下列要求前提下，享有按照政策规定的便利措施办理相关业务的权利：签署本确认书，严格按照要求办理业务，合规经营等。
- 二、 按外汇局政策规定及时、准确、完整地报送业务数据；不使用虚假合同或者构造交易办理业务，接受并配合外汇局对本单位的监督检查，及时、如实说明情况并提供相关单证资料。
- 三、 理解并接受外汇局根据国际收支形势对政策和业务进行适时调整。遵守外汇局关于外债和境外放款宏观审慎调节参数和杠杆率调整要求。自行承担由于外汇局调整政策以及本单位违规行为而引起的相关损失。违反政策及相关要求的，接受外汇局依法实施的包括行政处罚、暂停或终止业务、对外公布相关处罚决定等在内的处理措施。
- 四、 本确认书适用于跨国公司跨境资金集中运营业务；本确认书未尽事项，按照有关外汇管理法规规定执行。
- 五、 本确认书适用于本单位及所属成员单位，自签署时生效。

本单位将认真学习并遵守相关政策及要求，积极支持配合外汇局对跨国公司跨境资金集中运营业务的管理。

企业（公章）：

银行（公章）：

法定代表人（签字）：

负责人（签字）：

年 月 日

年 月 日

为进一步促进贸易投资便利化，外汇局依法制定本确认书，提示企业、银行在开展跨国公司跨境资金集中运营业务中依法享有的权利和应当承担的义务。企业、银行签署本确认书并认真执行，享有按照跨境资金集中运营管理规定的便利措施办理相关业务的权利。

外汇局根据国际收支形势等具体情况，制定、调整跨国公司跨境资金集中运营管理政策，并依法予以告知。

外汇局依法对跨国公司跨境资金集中运营业务进行监督检查。对企业、银行违规行为，按照《中华人民共和国外汇管理条例》等法规规定进行行政处罚。

附2

国家外汇管理局××分局（外汇管理部）关于××公司开展
跨境资金集中运营业务的备案通知书（参考样式）

××[20××]×号

××公司：

你公司《关于××公司开展跨国公司跨境资金集中运营业务的备案申请》（××字[××]××号）收悉。根据《国家外汇管理局关于印发〈跨国公司跨境资金集中运营管理规定〉的通知》（汇发[20××]××号）和××等规定，同意对××公司开展跨国公司跨境资金集中运营业务予以备案。

同意你公司作为××公司（跨国公司）开展跨境资金集中运营业务的主办企业（含××家境内成员企业，××境外成员企业，名单见附件），开展外债额度集中、境外放款额度集中、经常项目资金集中收付、经常项目资金轧差净额结算业务。

你公司可集中调配的外债额度××亿美元；可集中调配的境外放款额度××亿美元。

（其他需备案或特别关注、说明的事项）。

国家外汇管理局××分局（外汇管理部）

××年××月××日

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言：**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持：**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権：**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責：**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。